

# 事務事業概要書

部名	経営総務部	課がい名	行政総務課
事務事業名	議会運営事務		

事業概要	<p>年4回開催する市議会「定例会」及び必要に応じて開催する「臨時会」の招集を行います。</p> <p>議会事務局と効率的・効果的な進行について協議を行い、より円滑な議会運営になるよう調整を進めます。また、タブレットを活用した議会運営を行います。</p> <p>議会の議決を得るべき案件（議案）について、議案書としてとりまとめ、審査を行うとともに、予算書及び決算書並びに附属資料の調製を行います。</p> <p>議案等の審査を行う各常任委員会及び特別委員会の出席調整を行うとともに、請願・陳情に関する担当課の出席調整を行います。</p> <p>一般質問に対する答弁資料のとりまとめを行います。</p> <p>市政に関する重要事項について、協議する全員協議会の開催申し入れや提出案件の調整を行います。</p>
------	---

活動名	活動種別	活動時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 市議会の招集告示	周知・広報		■				■			■				■	
2 議案の審査・調整	事務作業全般		■				■			■				■	
3 議案資料のとりまとめ・調整	事務作業全般		■				■			■				■	
4 常任委員会出席者表・座席表の作成	事務作業全般		■				■			■				■	
5 特別委員会出席者表・座席表の作成	事務作業全般						■			■					
6 本会議に関する調整	事務作業全般			■				■			■				■
7 議案に関する記者発表資料の作成	事務作業全般		■				■			■				■	
8 予算書・決算書の調製	事務作業全般						■							■	
9 予算書・決算書資料のとりまとめ・調整	事務作業全般						■							■	
10 請願・陳情の処理経過及び結果の報告	事務作業全般														■
11 議決予算及び認定決算の公表	周知・広報			■				■			■				■
12 臨時会に関する事務（随時）	事務作業全般		■												
13 市議会招集日の日程調整	事務作業全般									■					
14 全員協議会に関する事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
15 答弁資料のとりまとめ	事務作業全般			■				■			■				■

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・日本国憲法 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>・地方自治法 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>一 条例を設け又は改廃すること。</p> <p>二 予算を定めること。</p> <p>三 決算を認定すること。</p> <p>四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。</p> <p>五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。</p> <p>六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p> <p>七 不動産を信託すること。</p> <p>八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。</p> <p>九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。</p> <p>十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。</p> <p>十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。</p> <p>十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。</p> <p>十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。</p> <p>十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・地方自治法 第5条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・神奈川県人口統計調査事務処理要領</p> <p>2 調査の属性</p> <p>神奈川県人口統計調査は、5年ごとに行われる国勢調査の結果を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等による自然増減及び社会増減を加算し、毎月1日午前零時現在の人口を調査する。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・統計法</p> <p>第2条</p> <p>4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。</p> <p>一 第五条第一項に規定する国勢統計</p> <p>二 第六条第一項に規定する国民経済計算</p> <p>三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの</p> <p>イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計</p> <p>ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計</p> <p>ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計</p> <p>6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。</p>



法的 実施根拠	あり
<p data-bbox="169 1095 293 1167">根拠法令 抜粋</p>	<p data-bbox="331 219 651 253">・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p data-bbox="323 266 515 300">第1条（目的）</p> <p data-bbox="323 318 1516 452">この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市内部通報制度に関する要綱</li> </ul> <p>第1条（目的）</p> <p>この要綱は、職員及び関係者からの市政の運営に関する違法又は不当な行為の事実に関する通報（以下「内部通報」という。）の処理について必要な事項を定めることにより、市政運営の公正を保つとともに、市民から信頼される市政を確保することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護法</li> </ul> <p>第一条（目的）</p> <p>この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例</li> </ul> <p>第24条(職員通報)</p> <p>職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第13条（説明責任）</p> <p>市は市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。</p> <p>2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。</p> <p>第14条（情報共有）</p> <p>市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>（2） 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p> <p>（3） 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（4） 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。</p> <p>・茅ヶ崎市公文書等管理条例</p> <p>第1条（目的）</p> <p>この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>・茅ヶ崎市情報公開条例</p> <p>第1条（目的）</p> <p>この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を定めること等により、市政に対する市民の理解を深め、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例 第15条（情報の管理等）</p> <p>市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。</p>
	<p>・茅ヶ崎市公文書等管理条例 第1条（目的）</p> <p>この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
	<p>・個人情報の保護に関する法律 第1条（目的）</p> <p>この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>
	<p>・特定個人情報保護評価に関する規則 第1条（特定個人情報保護評価の実施）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。</p>
	<p>・茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱 第53条（監査）</p> <p>個人情報監査実施者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第5章から前章までに規定する措置の状況を含む各実施機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を個人情報最高管理責任者に報告する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例 第13条（説明責任） 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。</p> <p>第14条（情報共有） 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。 （2） 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるように努めること。</p> <p>・茅ヶ崎市情報公開条例 第22条（情報の提供） 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に得られるようにするためその保有する情報を積極的に提供するように努めなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市部長会議等設置要綱</p> <p>第1条</p> <p>行政運営全般にわたる事項について情報共有及び総合調整を図るため部長会議及び庶務担当課長会議を設置する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政不服審査法 第 8 1 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関を置く。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市行政不服審査条例 第 5 条 法第 8 1 条第 1 項の機関の名称は、茅ヶ崎市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市行政不服審査規則 第 6 条(審査会の庶務) 審査会の庶務は、経営総務部行政総務課において処理する。</li> </ul>